規定の改正について

以下の規定につきまして、2026 年 4 月 13 日付で改正を行います。

特定口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条　（省略）	**第 1 条～第 5 条**　（同左）
第 6 条（特定口座開設後の取引）	**第 6 条（特定口座開設後の取引）**
（省略）	（同左）
2　前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該特定累積投資勘定もしくは当該特定非課税管理勘定で行うか、または特定口座で行うかを選択するものとします。ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第 2 条の 2 に定める特定銘柄に限ります。	2　前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資（追加）に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の（追加）非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該（追加）非課税管理勘定で行うか、（追加）特定口座で行うかを選択するものとします。（追加）
第 7 条～第 12 条　（省略）	**第 7 条～第 12 条**　（同左）
第 13 条（特定口座年間取引報告書の送付）	**第 13 条（特定口座年間取引報告書の送付）**
（省略）	（同左）
2　前項にかかわらず、第 19 条により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。	2　前項にかかわらず、第 18 条により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。
第 3 項、第 4 項　（省略）	第 3 項、第 4 項　（同左）
第 14 条～第 17 条　（省略）	**第 14 条～第 17 条**　（同左）
第 18 条（取引の制限等）	**（追加）**
当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。	（追加）
2　前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引	（追加）

改正後	改正前
の一部を制限する場合があります。 3　前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。 **第 19 条（特定口座の廃止）** この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 20 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ①　お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ②　施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③　やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④　お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項　（省略） **第 20 条（免責事項）** （省略） **第 21 条（約款の変更）** （省略） **第 22 条（合意管轄）** （省略）	（追加） **第 18 条（特定口座の廃止）** この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 19 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ①　お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ②　施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③　やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④　お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項　（同左） **第 19 条（免責事項）** （同左） **第 20 条（約款の変更）** （同左） **第 21 条（合意管轄）** （同左）

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

改正後	改正前
第 1 条～第 18 条　（省略）	第 1 条～第 18 条　（同左）
第 19 条（取引の制限等）	（追加）
当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。	（追加）
2　前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。	（追加）
3　前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。	（追加）
第 20 条（解約等）	第 19 条（解約等）
（省略）	（同左）
第 2 項、第 3 項　（省略）	第 2 項、第 3 項　（同左）
4　次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。	4　次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
①　お客様が手数料を支払わない場合。	①　お客様が手数料を支払わない場合。
②　お客様について相続の開始があった場合。	②　お客様について相続の開始があった場合。
③　お客様等がこの規定に違反した場合。	③　お客様等がこの規定に違反した場合。
④　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。	④　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。
⑤　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。	⑤　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
⑥　やむを得ない事由により、当組合が解約	⑥　やむを得ない事由により、当組合が解約

改正後	改正前
を申し出た場合。	を申し出た場合。
⑦　振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。	（追加）
⑧　この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。	（追加）
⑨　この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。	（追加）
⑩　振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。	（追加）
⑪　⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。	（追加）
第５項、第６項　（省略）	第５項、第６項　（同左）
第 21 条（解約時の取扱い）	**第 20 条（解約時の取扱い）**
（省略）	（同左）
第 22 条（緊急措置）	**第 21 条（緊急措置）**
（省略）	（同左）
第 23 条（公示催告等の調査）	**第 22 条（公示催告等の調査）**
（省略）	（同左）
第 24 条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）	**第 23 条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）**
（省略）	（同左）
第 25 条（免責事項）	**第 24 条（免責事項）**
当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。	当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
①　第 16 条第 1 項による届出の前に生じた損害	①　第 16 条第 1 項による届出の前に生じた損害
②　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	②　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
③　依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害	③　依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

改正後	改正前
④　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑥　第 22 条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 **第 26 条（規定の変更）** （省略）	④　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑥　第 21 条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 **第 25 条（規定の変更）** （同左）

以　上

2026 年 3 月 13 日
九個荘農業協同組合